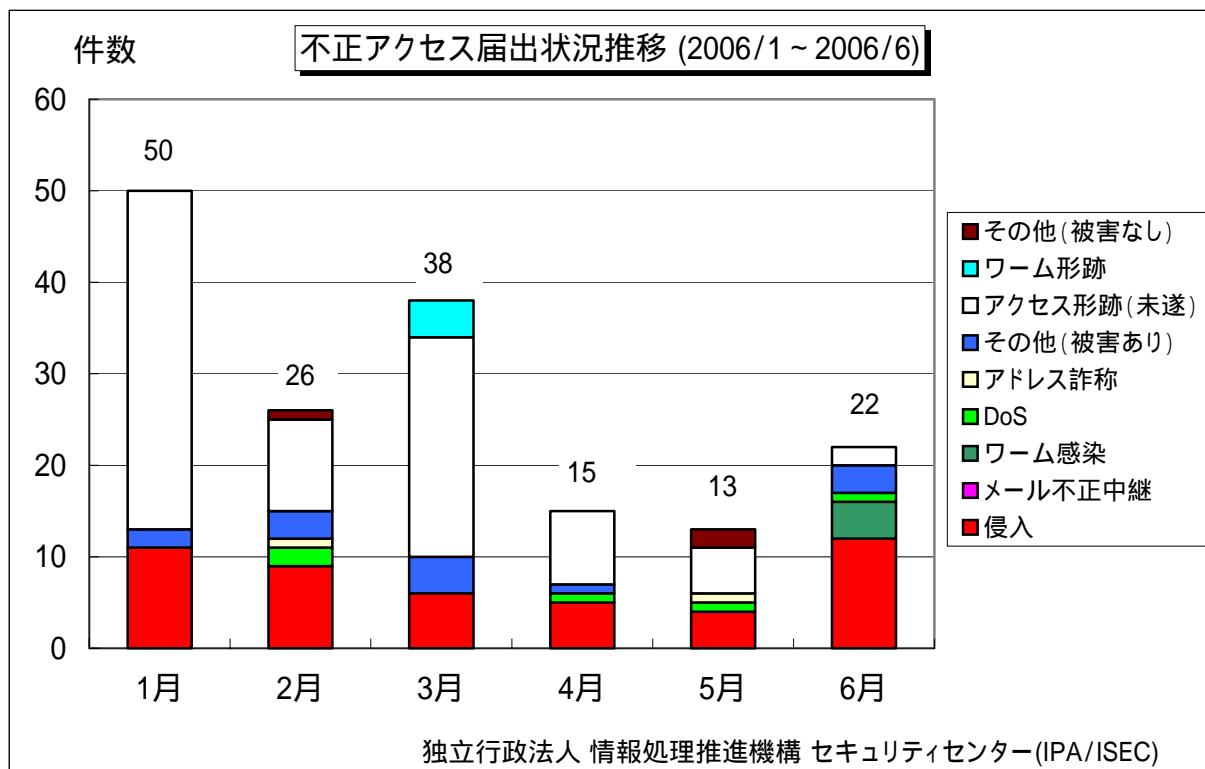


## コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2006年6月分] について

### 1. 不正アクセス届出の詳細

#### (1) 不正アクセス届出件数の月別推移



#### (2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月
侵入	11	9	6	5	4	12
メール不正中継	0	0	0	0	0	0
ワーム感染	0	0	0	0	0	4
DoS	0	2	0	1	1	1
アドレス詐称	0	1	0	0	1	0
その他(被害あり)	2	3	4	1	0	3
アクセス形跡(未遂)	37	10	24	8	5	2
ワーム形跡	0	0	4	0	0	0
その他(被害なし)	0	1	0	0	2	0
合計(件)	50	26	38	15	13	22

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

### (3) 届出者別件数

ユーザ別の届出件数は以下の通りです。

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

分類	届出件数					
	2006年6月		2006年5月(前月)		2005年6月(前年同月)	
一般法人ユーザ	2	9.1%	5	38.5%	9	37.5%
個人ユーザ	4	18.2%	5	38.5%	9	37.5%
教育・研究機関	16	72.7%	3	23.1%	6	25.0%
合計(件)	22		13		24	

### (4) 被害原因別件数

6月に届出されたうち被害のあったもの20件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が5件、古いバージョン使用・パッチ未導入が3件などでした。

原因	届出件数					
	2006年6月		2006年5月(前月)		2005年6月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	5	25.0%	4	66.7%	3	13.6%
古いバージョン使用・パッチ未導入	3	15.0%	0	0.0%	5	22.7%
設定不備	0	0.0%	0	0.0%	3	13.6%
不明	11	55.0%	0	0.0%	5	22.7%
その他(DoSなど)	1	5.0%	2	33.3%	6	27.3%
合計(件)	20		6		22	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

## 2.6月に掲載した脆弱性情報

6月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

### Microsoft

- ・ Microsoft Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS06-021)
- ・ ART の画像表示の脆弱性 (MS06-022)
- ・ Microsoft JScript の脆弱性 (MS06-023)
- ・ Windows Media Player の脆弱性 (MS06-024)
- ・ Microsoft ルーティングとリモート アクセスの脆弱性 (MS06-025)
- ・ Microsoft Graphics Rendering Engine の脆弱性 (MS06-026)
- ・ Microsoft Word の脆弱性 (MS06-027)
- ・ Microsoft PowerPoint の脆弱性 (MS06-028)
- ・ Microsoft Exchange Server の脆弱性 (MS06-029)
- ・ サーバー メッセージ ブロックの脆弱性 (MS06-030)
- ・ RPC の相互認証の脆弱性 (MS06-031)
- ・ TCP/IP の脆弱性 (MS06-032)

- ・ 制限の少ないWindows サービスの DACL により、特権が昇格される (MS06-011) : 更新

#### Apple

- ・ Mac OS X のセキュリティアップデート

#### Cisco Systems

- ・ 複数の無線 LAN アクセスポイント製品の脆弱性

#### Mozilla Foundation

- ・ Firefox に複数の脆弱性

#### sendmail

- ・ sendmail に脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2006 年 6 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0606.html>

#### ・ コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を I P A に届け出ることとされています。

I P A では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

##### コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 3 6 2 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 5 3 4 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 9 5 0 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

#### お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

加賀谷 / 花村 / 宮本

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp